

6 平 建 第 7 9 1 号
令 和 7 年 2 月 6 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平田村長 澤村 和明

市町村名 (市町村コード)	平田村 (07503)
地域名 (地域内農業集落名)	下蓬田地区 (下蓬田集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農業者の高齢化や担い手不足が深刻化しており、後継者の目途がつかない。
- ・地域ぐるみで担い手の確保や育成が必要である。
- ・新規就農者が地区に入りやすい環境づくりが必要である。
- ・有害鳥獣被害が増加傾向にある。
- ・中山間地域であり山際は狭小な農地が多いため、効率的な利用が難しい。
- ・農業用機械が入りにくい農地が多いため、環境整備が必要である。
- ・5年水張ルールにより経営所得安定対策の補助が使えなくなる農地が出てくることが想定される。
- ・畦畔等の草刈りの手間が大きく管理に苦労している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻については、段階的に認定農業者等への集積・集約化を進める。
- ・飼料米や稻WCS、飼料用トウモロコシを作付し、耕畜連携に取り組むとともに労力削減を図る。
- ・地区的農地を維持するため、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金に係る協定を今後も継続する。
- ・地区内外の新規就農者の受け入れを積極的に行う。
- ・出し手と受け手の意向を踏まえながら農地バンクの活用を検討していく。
- ・狭小な農地については、農地改良等での、効率的な利用を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	101.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	101.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農用地を農業上の利用が行われる区域とし、現在耕作がされておらず今後も農地への復旧が難しい農地については、保全等を進める区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者等への団地面積の拡大及び農地集約を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地を農地中間管理機構へ貸し付け、認定農業者等の経営意向を反映し、段階的に集積・集約を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地の受け手となる農業者の意欲をそがないよう、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用して、農地の維持や整備を検討するとともに、補助事業等を活用し、作付け条件の改善を行う。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

村や農業普及所、JA等と連携し、地域内外で開催される新規就農相談会へ参加するなどし、多様な担い手の確保・育成に努めるとともに、栽培技術の支援や農地のあっせんなど、相談から定着まで切れ目ない取り組みを行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

必要に応じて農作業委託を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地区の山際の農地については、イノシシによる被害も発生していることから、拡大しないように電気柵を設置するとともに、目撃や被害情報を地域で共有し、速やかな対応体制を構築する。
- ②水稻の減農薬、減化学肥料栽培への取組を検討する。
- ③農作業の効率化を図るためスマート農業の導入を検討する。
- ④高収益作物を導入するため、畠地化を検討する。
- ⑤果樹や高収益作物等の導入を検討する。
- ⑦条件不利農地については、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金の活用により保全・管理等を行う。
- ⑧認定農業者の経営状況を踏まえ、ライスセンター等の新たな農業用施設の導入を検討する。
- ⑨飼料用作物を地域の畜産農家に供給し、家畜排せつ由来堆肥は水稻栽培農家等に供給する。